

## 医療的ケアが必要な重症心身障害児を対象とする放課後等デイサービス事業所の利用について（変更）

杉並区では、医療的ケアが必要な重症心身障害児が生活の訓練を受けながら安心して過ごすことのできる放課後等の居場所を確保するため、運営助成により重症心身障害児放課後等デイサービス事業所（以下、「重心事業所」という。）の開設を進めております。

重心事業所の利用について、以下のとおり整理します。

### （１）区内重心事業所の受入れ要件

- ・ 杉並区民を優先的に受け入れること（杉並区民枠の確保）
- ・ 医療的ケアが必要な重症心身障害児を受け入れること
- ・ 医療的ケア児の受入れに際し、必要な看護師の加配置を行うこと
- ・ 区内重心事業所との利用調整を行うこと

### （２）支給日数の目安

重心事業所を利用する場合の支給日数の目安は、以下のとおりです。

- ・ 小学1年生～2年生 週2日（月10日）
- ・ 小学3年生以上 週3日（月15日）

※なお、保護者の就労等により学童要件を満たすが、学童クラブに入会ができず、重心事業所以外に放課後等の生活の場としての選択肢がない場合には、保護者の就労状況等に合わせ、支給認定会議での審査を経て目安を超えた日数を支給します。

### （３）重症心身障害児の定期利用

区内重心事業所については、重症心身障害児（医療的ケアの有無を問わず）のスポット利用を認めています。医療的ケアが必要な重症心身障害児の受入れを優先しつつ、事業所の利用枠に空きがある場合は、重症心身障害児の定期利用を認めます。

### （４）医療的ケアを要する児童の学童クラブの入会について

令和6年度より、医療的ケアを要する児童の入会申請を受け付けています。学童クラブでの生活において医療的ケアが必要な場合には、事前に、ご希望の学童クラブ又は児童青少年課児童館運営係にご相談ください。概要は、区HP掲載の『杉並区学童クラブ入会案内』をご覧ください。